

# 電気事業法の一部を改正する法律に係る事前評価書

## 1. 政策の名称

我が国の現下の電力市場をめぐる状況に鑑み、電気事業者等による電気の供給等の広域的運営に係る制度の充実、電気の使用制限に係る勧告制度の創設等の措置を講ずる政策

## 2. 担当部局

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長 片岡 宏一郎  
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課企画官 山崎 琢矢  
電話番号：03-3501-1748 e-mail：denryoku-system@meti.go.jp

## 3. 評価実施時期

平成25年3月

## 4. 規制の目的、内容及び必要性等

### (1) 規制の目的

東日本大震災の発生を受けて、我が国の電力システムの課題が顕在化した。すなわち、供給予備力の地域的偏在や周波数変換装置（FC）・地域間連系線等の流通設備の制約により、緊急時のバックアップ体制が不十分であることが露呈した。

電力需給に関する権限と責任を、各地域の一般電気事業者のみが持つ現在の仕組みを見直し、広域的な供給力（電源）の有効活用や、緊急時における地域間の電力融通を柔軟に行うことができる環境を整備することが必要である。

現行の電気事業法は、電気事業者による広域的な相互協調義務を規定（第28条）し、これを制度的に担保するために、災害その他非常の場合の緊急時対応に、経済産業大臣が、電気事業者に対して、電力不足にある電気事業者に電気を供給するよう命令する制度を設けている（第31条）が、東日本大震災後、特に夏期の電力需要に対する供給余力が低下している中、事故等が発生した場合の対応として、より迅速かつ円滑に事業者間で電力の融通が確保される制度を構築する必要性が高まっている。

### (2) 規制の必要性

#### i. 一般電気事業者が行う送配電サービスに係る制度（託送制度）の見直し

東日本大震災の影響による昨今の電力需給のひっ迫を受けて、一般電気事業者等の電気事業者が保有する発電設備のみならず、電気事業者以外の者（以下「非電気事業者」という。）が保有する発電設備による余剰電力を有効活用することにより、電力系統全体における電気の安定供給に資する環境を整備することが喫緊の課題となっている。実際、非電気事業者からは、その保有する発電設備の余剰電力を当該発電設備の設置場所とは別の場所にある自らの工場やその子会社等に融通すること

により、当該余剰電力を無駄なく使い切るとともに、自社グループ内でのエネルギーマネジメントを適切に行いたいとの要望が寄せられている。

現在、発電設備を保有する非電気事業者が当該発電設備を用いて発電した電気を当該発電設備の設置場所とは別の場所にある工場等に対して供給する場合には、一般電気事業者がその保有する送配電設備を活用して行う送配電サービス（いわゆる自己託送）を提供している。しかしながら、こうしたサービスは、一般電気事業者がその事業の遂行に支障を来さない範囲内で行う自主的な取組として提供されているものであるため、そもそも当該サービスを提供するか否か、どのような条件で提供するか等については、全て一般電気事業者の裁量に委ねられており、一部の非電気事業者については当該サービスを受けることを拒否された事例も存在するなど、こうした発電設備の有効活用が妨げられているとの指摘もある。

このため、自己託送を制度化することにより、非電気事業者の発電設備の有効活用を図るとともに、一般電気事業者が行う送配電サービスの公平性を確保する必要がある。

また、特定規模電気事業者が保有する発電設備の有効活用を図ることも重要である。豊富な電源ポートフォリオを有する一般電気事業者と比較して、特定規模電気事業者の中には十分な発電設備を持たない者も多いことから、特定規模電気事業者の需要家の中でも特に需要が多い需要家に対しては、特定規模電気事業者が単独で全ての電気を供給することが困難な場合がある。

特定規模電気事業者がこうした需要家に対して電気を供給する場合、一般電気事業者は当該特定規模電気事業者との間であらかじめ計画値（＝一定量の特定規模需要）を定め、当該特定規模電気事業者はその計画値を目指して発電を行うものの、その発電量が計画値を下回る場合には当該一般電気事業者が不足分を補い、また、その発電量が計画値を上回る場合には当該一般電気事業者が余剰分を引き取ることにより、結果として当該一般電気事業者は当該特定規模電気事業者に対し、計画値と同量の電力量を供給するという特殊な送配電サービスを提供することとなる。

しかしながら、こうしたサービスは、一般電気事業者がその事業の遂行に支障を来さない範囲内で行う自主的な取組として提供されているものであるため、そもそも当該サービスを提供するか否か、どのような条件で提供するか等については全て一般電気事業者の裁量に委ねられており、電気事業法の規律を及ぼすことができない。

このため、こうしたサービスを制度化することにより、特定規模電気事業者の発電設備の有効活用を図るとともに、一般電気事業者が行う送配電サービスの公平性を確保する必要がある。

## ii. 電気の使用制限措置に係る規定の見直し

現行の電気事業法第27条においては、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、経済産業大臣が需要家の電気の使用を制限すること

ができる等（以下「使用制限措置」という。）の規定が設けられており、また、同法第119条においては、使用制限措置に違反した者は「100万円以下の罰金」が科される旨が規定されている。

東日本大震災の影響による電力需給のひっ迫に際しては、一昨年の夏、東京電力管内と東北電力管内において使用制限措置を発動したところであるが、これに違反した需要家（電気の利用者）は約800件存在したものの、その大半は故意によるものではないなど、斟酌すべき理由があったことから、これらの者を告発し、上記の罰則を適用することはなかった。

使用制限措置は需要家にとって大きな負担を強いるものであることに加え、そもそも電力需給のひっ迫は需要家の行動に起因するのではなく、供給サイドに問題がある場合も想定されるにもかかわらず、現行の電気事業法においては「命令→罰則」という需要家にとって厳しいスキームしか用意されておらず、国会においても制度のあり方について議論がなされた。

需要家の属性は様々であるにもかかわらず、命令により一律に電気の使用制限を強制することは適当ではないことに加え、今後の電気の安定供給に万全を期すためには、使用制限措置を柔軟かつ効果的に発動し得る環境を整備することが必要である。

### iii. 電力供給の広域的運営の強化

現行の電気事業法においては、一般電気事業者がそれぞれの供給区域において電気の安定供給を担うことを原則としつつも、突発的な需要変動リスクへの対応や経済性の確保等の観点から、電気事業者は、電源開発の実施等その事業を遂行するに当たり、広域的運営による電気事業の発達に資するよう相互に協調しなければならない旨の訓示規定が設けられている。また、その制度的担保として、災害その他非常の場合の緊急時対応に、経済産業大臣が、電気事業者に対し、電力不足にある電気事業者に電気を供給するよう命令する制度（供給命令制度）を設けている。さらに、現行の電気事業法は緊急時対応の他、平時から広域的運営を計画的に推進するため、我が国の電力の安定供給における重要性が特に大きい一般電気事業者及び卸電気事業者に、毎年供給計画（10年間にわたる毎年の供給力確保の見通しや、発電設備・送配電設備の整備に関する計画）の作成と経済産業大臣への届出を義務付け、同計画についての経済産業大臣による変更勧告・命令の制度を設けている。

しかしながら、現行の電気事業法第31条の供給命令制度は、災害その他非常の場合に限られており、発電設備の不具合のように、ある程度の頻度で発生する事故等に対応した制度とはなっていない。

迅速かつ円滑な電力の相互融通を確保するためには、各一般電気事業者の供給区域における需給バランス、電源の稼働状況等の情報を常時リアルタイムで把握し、事故等が発生した場合に、専門技術的な判断によって最適な対応策を案出する必要があり、現行の供給命令制度のみでは不十分である。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、電力需給ひっ迫時において、電気事業者以

外の電源も活用できる制度の必要性も大きくなっている。

さらに、自由化範囲の拡大に伴い、特定規模電気事業の届出件数は増加しており、とりわけ東日本大震災以降は顕著に増加していることや、東日本大震災の影響により、災害時であっても電力供給を受けられるよう特定電気事業を開始したいとの事業者からの相談が複数寄せられているなど、電力の安定供給を担う事業者としての特定電気事業者及び特定規模電気事業者の重要性が高まっているところ、両者の事業の運営の適正性が一層求められている。

### (3) 規制の内容

#### i. 一般電気事業者が行う送配電サービスに係る制度（託送制度）の見直し

非電気事業者や特定規模電気事業者が保有する発電設備の有効活用を図るとともに、一般電気事業者が行う送配電サービスの公平性を確保するため、必要な措置を講ずることとする。具体的には以下のとおり。

##### ①いわゆる自己託送の制度化

現行の電気事業法においては、一般電気事業者が行う送配電サービスとして振替供給（第2条第1項第13号）及び接続供給（同項第14号）が位置付けられており、これら2つの供給類型を合わせて託送供給と定義されているところであるが（同項第15号）、非電気事業者に対する送配電サービスについても接続供給の一類型として位置付けることにより、当該送配電サービスの供給条件に係る託送供給約款の経済産業大臣への届出義務を課すとともに（第24条の3第1項）、一般電気事業者が正当な理由なく当該送配電サービスを拒んだ場合には、経済産業大臣が当該一般電気事業者に対して当該送配電サービスを行うべきことを命ずることができる制度（第24条の3第5項）等を整備する。

##### ②特定規模電気事業者が一定量の特定規模需要に応じて電気を供給する場合における一般電気事業者の送配電サービスの制度化

現行の電気事業法においては、一般電気事業者が行う送配電サービスとして振替供給（第2条第1項第13号）及び接続供給（同項第14号）が位置付けられており、これら2つの供給類型を合わせて託送供給と定義されているところであるが（同項第15号）、特定規模電気事業者があらかじめ決められた一定量の特定規模需要に応じて電気を供給する場合における一般電気事業者による送配電サービスについても接続供給の一類型として位置付けることにより、当該送配電サービスの供給条件に係る託送供給約款の経済産業大臣への届出義務を課すとともに（第24条の3第1項）、一般電気事業者が正当な理由なく当該送配電サービスを拒んだ場合には、経済産業大臣が当該一般電気事業者に対して当該送配電サービスを行うべきことを命ずることができる制度（第24条の3第5項）等を整備する。

#### ii. 電気の使用制限措置に係る規定の見直し

電気事業法第27条に規定される使用制限措置の発動要件に該当する場合には、経済産業大臣は需要家に対し、その属性に応じて、電気の使用制限等に係る命令と勧告を選択的に行い得ることとする。

また、経済産業大臣は上記の命令又は勧告を受けた者の電気の使用状況等を把握し、使用制限措置の効果を把握することが肝要であることから、経済産業大臣は必要に応じて、電気の利用者に対して電気の使用状況等の報告を求めることができる旨の規定を整備する。

### iii. 電力供給の広域的運営の強化

#### ①広域的運営推進機関の制度の創設

全ての電気事業者（一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者）が会員となる広域的運営推進機関（認可法人）の制度を創設し、同機関が、各一般電気事業者の供給区域における需給バランス等の情報をリアルタイムに把握し、災害発生時等の緊急時のみならず、事故等により電源が脱落して一般電気事業者の供給区域における供給力が不足するなどの場合において、電気事業者に電力の融通を指示することができることとする。

また、電気事業者に、広域的運営推進機関に対し、需給バランスに係る情報及び主な電源の稼働状況等に係る情報を提供することを義務付け、広域的運営推進機関は必要に応じて、会員たる電気事業者に報告や資料の提出を求めることができることとする。一方で、当該情報には電気事業者の営業秘密に該当するものも含まれ得るため、推進機関の役職員に対しては秘密保持義務を課すこととする。

広域的運営推進機関が電気事業者に指示をした場合には、その旨を経済産業大臣に報告させることとし、その指示が不適切である場合には、経済産業大臣が広域的運営推進機関に対し、改善命令によって指示内容を是正することができることとする。

広域的運営推進機関は、電力の融通指示を受けた電気事業者が正当な理由がなく当該指示に係る措置を講じていないと認めるときは、その旨を経済産業大臣に報告することとする。この場合、当該報告を受けた経済産業大臣がその必要性を認めるときは、電気事業法第31条第1項の規定に基づき、電気事業者に対して供給命令を発動することとなる。

#### ②供給計画の作成・届出義務の対象事業者の拡大

現行の電気事業法においては、一般電気事業者及び卸電気事業者に対してのみ課せられている供給計画の作成・届出義務を、特定電気事業者及び特定規模電気事業者にも課すこととする。なお、経済産業大臣が供給計画の適否を判断するに当たっては、広域的運営推進機関が日々の業務で培った専門的・技術的なノウハウを活用することが有益であるため、経済産業大臣が供給計画の適否についての判断を行うに際して、広域的運営推進機関の知見を活用することができるよう、電気事業者は

供給計画を広域的運営推進機関を経由して経済産業大臣に提出することとし、広域的運営推進機関は当該供給計画についての意見を付して、これを経済産業大臣に提出することとする。

経済産業大臣は、提出された計画について、電気の安定供給に支障を生ずることが明らかである場合には、例えば連系線の増強等も命じることができることとする。

#### ③経済産業大臣による業務改善命令制度の拡充

現行の電気事業法において、経済産業大臣による業務改善命令の対象事業者は、一般電気事業者と特定電気事業者のみとなっているところ、これを全ての電気事業者に拡大する。

#### ④経済産業大臣による供給命令制度の拡充等

現行の電気事業法において「災害その他非常の場合」に限られている供給命令制度の発動要件を、「電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は支障が生ずるおそれがある場合」に拡大する。

また、現行の電気事業法において電気事業者に限られている供給命令の対象者を、電気事業者に対する供給命令を講じてもなお電気の安定供給の確保が困難であると認められる場合には、卸供給事業者に対しても供給命令を行うことができることとする。

さらに、電気事業者及び卸供給事業者に対する供給命令を講じてもなお電気の安定供給の確保が困難であると認められる場合には、一般電気事業者の送配電ネットワークに接続する一定規模以上の自家用発電設備を設置する者（以下、「特定自家用電気工作物設置者」という。）に対し、一般電気事業者に電気を供給すること等を勧告することができることとする。こうした措置を講じる前提として、卸供給事業者、特定自家用電気工作物設置者の経済産業大臣への届出義務を課すこととする。

#### (4) 法令の名称・関連条項とその内容

[名称] 電気事業法

[関連条項] 第2条、第24条の3、第25条、第27条、第28条～第28条の5、第29条、第30条、第31条

#### 5. 想定される代替案

今回の各種措置の創設に関して、各政策の現状の改正案と代替案の費用便益分析による政策評価を検討する。具体的には、①一般電気事業者が行う送配電サービスに係る制度の見直し、②電気の使用制限措置に係る規定の見直し、③電力供給の広域的運営の強化、の3つの政策について検討を行う。

上記の論点のうち、①一般電気事業者が行う送配電サービスに係る制度の見直しの代替案としては、一般電気事業者が、非電気事業者に対する送配電サービスや、特定規模電気事業者があらかじめ決められた一定量の特定規模需要に応じて電気を供給す

る場合において提供する送配電サービスについて、その公平性を確保するために政府がガイドラインを定め、この遵守を事業者に対して求めることが考えられる。

また、②電気の使用制限措置に係る規定の見直しの代替案としては、改正案のような規制的手法によらず、電力需給ひっ迫時には政府が国民に対して自主的な節電を呼びかけること（例えば、平成23年冬期、平成24年夏期・冬期に行われた数値目標付きの節電要請等）が考えられる。

③電力の広域的運営の強化の代替案としては、広域的運営推進機関ではなく行政が直接、各一般電気事業者の供給区域における需給バランス等の情報をリアルタイムで把握し、必要に応じて電気事業者に電力の融通を指示すること、そして電力需給ひっ迫時に備えたガイドラインを策定し、電気事業者や卸供給事業者、特定自家用電気工作物設置者に任意の協力を求めること、が考えられる。

## 6. 規制の費用

### i. 一般電気事業者が行う送配電サービスに係る制度（託送制度）の見直し

関係者	改正案：	代替案：
	非電気事業者に対する送配電サービスや、特定規模電気事業者が一定量の特定規模需要に応じて電気を供給する場合における送配電サービスの供給条件に係る託送供給約款の経済産業大臣への届出義務を課す場合	政府がガイドラインを定め、この遵守を事業者に対して求める場合
一般電気事業者	・非電気事業者に対する送配電サービスや、特定規模電気事業者が一定量の特定規模需要に応じて電気を供給する場合における送配電サービスについては、すでに一般電気事業者の裁量において行われているものであり、追加的に発生する負担は当該送配電サービスに係る託送供給約款の作成程度であり、追加で発生する費用・負担は特段大きなものとはならない。	・定められたガイドラインに従った対応を、一般電気事業者の経済合理性の範囲内で行うこととなるため、追加での負担は特段発生しないものと考えられる。
国民（送配電サービスの利用者）	・改正案をもとに一般電気事業者が作成して経済産業大臣に届け出る託送供給約款に基づいて、託送料金を支払うこと以外に、負担は発生しないものと考えられる。	・当該送配電サービスの提供に係る条件は一般電気事業者の裁量によって決定されることとなり、料金が変動し負担が増加する可能性がある。
行政機関	・託送供給約款の料金算定に係る省令を策定する等、一定程度行政機関の負担は発生するものの、基本的に従来の電気事業法に基づく行政措置と同様の業務であることから、負担は限定的である。	・ガイドラインの策定に加え、作成したガイドラインの周知や、一般電気事業者に対するガイドラインの遵守要請等による追加的負担が発生すると考えられる。

### ii. 電気の使用制限措置に係る規定の見直し

関係者	改正案：	代替案：
	経済産業大臣による勧告制度を新たに創設するとともに、経済産業大臣の命令又は勧告を受けた者に対して必要に応じて電気の使用状況等の報告を求めることとする場合	電力需給ひっ迫時には、政府が国民に対して自主的な節電を呼びかける（節電要請を行う）場合



国民（電気の使用者）	・ 経済産業大臣の命令又は勧告を受けた者に対しては、必要に応じて経済産業大臣から電気の使用状況について報告することが求められる場合があり、負担が増加する可能性がある。	・ 政府の節電要請に対して、経済合理性の範囲内で行うこととなるが、どの程度まで当該要請に協力すべきか等、詳細は各人において検討することが求められることから、一定程度当該検討やそれに基づく対応について、負担が発生する可能性がある。 ・ 法律上措置されている制度は、引き続き罰則付き命令のみであり、使用者の負担は変わらず大きい。
行政機関	・ 電気使用制限規則の改正等一定程度行政機関の負担は発生するものの、基本的に従来の電気事業法に基づくその他の行政措置と同様の業務であることから、負担は限定的である。	・ 節電要請の周知徹底、実効性の担保のために必要な取組、要請先の電気の使用状況を把握するための手法の検討等、追加的な負担が多岐にわたって発生する。 ・ また、あくまで任意の協力要請であるため、電気の使用者に対してその実態の報告を求めること等を強制力を持つて行うことはできない。

### iii. 電力供給の広域的運営の強化

関係者	改正案①： 広域的運営推進機関を創設して、広域的運営を強化する場合	代替案①： 行政が直接、各一般電気事業者の供給区域における需給バランス等の情報をリアルタイムで把握し、必要に応じて電気事業者に電力の融通を指示する場合	改正案②： 供給計画の作成・届出義務の対象事業者の拡大、経済産業大臣の業務改善命令・供給命令制度の拡充等を措置	代替案②： 電力需給ひっ迫時に備えたガイドラインを策定し、電気事業者や卸供給事業者、特定自家用電気工作物設置者に任意の協力を求める場合
国民（電気の使用者）	・ 特段の追加的な負担は発生しないと考えられる。	・ 特段の追加的な負担は発生しないと考えられる。	・ 特段の追加的な負担は発生しないと考えられる。	・ 特段の追加的な負担は発生しないと考えられる。
電気事業者	・ 全ての電気事業者は広域的運営推進機関への加入を義務付けられるとともに、需給バランスに係る情報及び主な電源の稼働状況等に係る情報を	・ 需給バランスに係る情報及び主な電源の稼働状況等に係る情報を行政に対してリアルタイムで提供することとなり、一定の負担増となり得	・ 特定電気事業者及び特定規模電気事業者に対して、供給計画の作成・届出義務を課すことについては、まず、現在も特定規模電気事	・ ガイドラインに基づいて、需給バランスに係る情報及び主な電源の稼働状況等に係る情報を行政に対して提供することとなり、一

	<p>提供することを義務付けられることとなり、一定の負担増となり得る。</p> <p>・しかしながら、現行の電気事業法に基づく送配電等業務支援機関においても、任意加入・任意提供ではあるものの、同種の取組が行われており、追加的な負担は限定的であると考えられる。</p>	<p>る。</p> <p>・しかしながら、現行の電気事業法に基づく送配電等業務支援機関においても、任意加入・任意提供ではあるものの、同種の取組が行われており、追加的な負担は限定的であると考えられる。</p>	<p>業者には電気事業報告規則に基づいて、供給計画と類似の書類の提出が求められていることから、特定規模電気事業者の追加的な負担は限定的である。</p> <p>・また、特定電気事業者は一般電気事業者と比較して極めて限定的かつ小規模な区域において電気の供給を行っていることから、供給計画の作成にかかる費用は取り立てて大きなものとはならないと考えられる。</p> <p>・現行法において「災害その他非常の場合」に限られている経済産業大臣の供給命令制度の発動要件を「電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は支障が生ずるおそれがある場合」に拡大することについて、命令発動要件が拡大されることは、これにより供給を命ぜられた電気事業者にとっては一定の負担となる。</p>	<p>定の負担増となり得る。</p> <p>・また、ガイドラインに基づいて、行政から電気の安定供給を確保するために必要な協力を求められる可能性もあり、これに対応するために追加的な負担が発生する可能性がある。</p>
卸供給事業者、特定自家用電気工作物設置者	<p>・改正案による直接的な負担は特段発生しないと考えられるが、広域的運営推進機関か</p>	<p>・特段負担は発生しないものと考えられるが、行政から任意の情報提供その他の協力を</p>	<p>・電気事業者に対する供給命令を講じてもお需給ひっ迫が改善されないと認め</p>	<p>・卸供給事業者、特定自家用電気工作物設置者には、特段負担は発生しないもの</p>

	<p>ら任意の情報提供その他の協力を求められる可能性がある。</p>	<p>求められる可能性がある。</p>	<p>られる場合に、卸供給事業者に対しても供給命令を行うことができることし、また、電気事業者及び卸供給事業者に対する供給命令を講じてもお需給ひっ迫が改善されないと認められる場合に、一般電気事業者の送配電ネットワークに接続する特定自家用電気工作物設置者に対し、一般電気事業者に電気を供給すること等を勧告することができることとするについては、卸供給事業者、特定自家用電気工作物設置者にとっては一定の負担となる。</p>	<p>と考えられる。ただし、行政から任意の情報提供その他の協力を求められる可能性があり、これに対応するために追加的な負担が発生する可能性がある。</p>
<p>行政機関</p>	<p>・広域的運営推進機関に対する監督等、一定程度行政機関の負担は発生するものの、基本的に従来の電気事業法に基づくその他の行政措置と同様の業務であることから、負担は限定的である。</p>	<p>・電気事業者から直接需給に関するあらゆる情報を収集し、また必要に応じて卸供給事業者や特定自家用電気工作物設置者に対して協力を求める等、膨大な業務が発生することが予想される。 ・また、そもそもどこにどれだけの規模の発電用の自家用電気工作物が存在するのかわ、一から把握することから始めなければならない、これだ</p>	<p>・業務改善命令や供給命令の発動基準を策定する等、一定程度行政機関の負担は発生するものの、基本的に従来の電気事業法に基づくその他の行政措置と同様の業務であることから、負担は限定的である。</p>	<p>・電気事業者から直接需給に関するあらゆる情報を収集し、また必要に応じて卸供給事業者や特定自家用電気工作物設置者に対して協力を求める等、膨大な業務が発生することが予想される。 ・また、そもそもどこにどれだけの規模の発電用の自家用電気工作物が存在するのかわ、一から把握するこ</p>

		けでも行政事務は膨大なものとなる（東日本大震災直後の電力需給ひっ迫時に同様の事態が発生した）。		とから始めなければならず、これだけでも行政事務は膨大なものとなる（東日本大震災直後の電力需給ひっ迫時に同様の事態が発生した）。
--	--	---	--	---

## 7. 規制の便益

### i. 一般電気事業者が行う送配電サービスに係る制度（託送制度）の見直し

関係者	改正案：	代替案：
	非電気事業者に対する送配電サービスや、特定規模電気事業者が一定量の特定規模需要に応じて電気を供給する場合における送配電サービスの供給条件に係る託送供給約款の経済産業大臣への届出義務を課す場合	政府がガイドラインを定め、この遵守を事業者に対して求める場合
一般電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正案において法的に制度化されることによって、当該送配電サービスの利用者から託送供給約款に基づく料金収入を得ることができる。</li> <li>また託送供給約款における料金は総括原価方式に基づいて算定されるため、規制対象となる一般電気事業者は当該送配電サービスに係る費用を確実に回収することが可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、当該送配電サービスを使用する者から料金収入を得ること以外、特に発生する便益は想定されない。</li> </ul>
国民（送配電サービスの使用者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該送配電サービスの公平性が法的に担保されることにより、非電気事業者や特定規模電気事業者が保有する発電設備の有効活用が促進される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送配電サービスの公平性を確保するための方策がガイドラインとして示されることによって、使用者の利益が一定程度確保されると考えられるが、法的根拠を持たないため効果は限定的であることが考えられる。</li> <li>当該送配電サービスの提供は引き続き一般電気事業者の裁量によることとなり、公平性が確保されない可能性がある。</li> </ul>
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>送配電サービスの公平性が確保されることにより、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般電気事業者がガイドラインに沿って対応するこ</li> </ul>

	使用者からの苦情申し立てが減少することが想定される。	とで、一般電気事業者に対して送配電サービスの公平性の確保に係る対応を求めていく負担が低減されることが期待される。
--	----------------------------	--

ii. 電気の使用制限措置に係る規定の見直し

関係者	改正案： 経済産業大臣による勧告制度を新たに創設するとともに、経済産業大臣の命令又は勧告を受けた者に対して必要に応じて電気の使用状況等の報告を求めることとする場合	代替案： 電力需給ひっ迫時には、政府が国民に対して自主的な節電を呼びかける（節電要請を行う）場合
国民（電気の使用者）	・従来であれば罰則付き命令によって電気の使用制限等を命ぜられていた使用者は、その属性や電気の使用の態様に依りて命令のみならず勧告を受けることとなり、柔軟な措置を講じることが可能となり、当該使用者の負担軽減に資することとなると考えられる（勧告には当然罰則はつかない）。	・特に発生する便益は想定されない。
行政機関	・需要家に対し、その属性に応じて、電気の使用制限等に係る命令と勧告を選択的に行い得ることにより、より柔軟な対応が可能となる。また、命令又は勧告を受けた者に対して、必要に応じてその電気の使用状況等に係る報告を求めることにより、使用制限措置の効果を把握することが可能となる。	・特に発生する便益は想定されない。

iii 電力供給の広域的運営の強化

関係者	改正案①： 広域的運営推進機関を創設して、広域的運営を強化する場合	代替案①： 行政が直接、各一般電気事業者の供給区域における需給バランス等の情報をリアルタイムで把握し、必要に応じて電	改正案②： 供給計画の作成・届出義務の対象事業者の拡大、経済産業大臣の業務改善命令・供給命令制度の拡充等を措	代替案②： 電力需給ひっ迫時に備えたガイドラインを策定し、電気事業者や卸供給事業者、特定自家用電気工作物設置
-----	--------------------------------------	---	---	---

		気事業者に電力の融通を指示する場合	置する場合	者に任意の協力を求める場合
国民（電気の使用者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の系統全体で電気の安定供給の確保の実現を通じて、国民生活の安定に寄与する。</li> <li>・全ての電気事業者を会員とする組織とすることによって、電気事業者間の相互協調を一層確実なものとするとともに、事故等が発生した際、電気事業者が有する高度な専門的・技術的知見を最大限活用して迅速かつ適切な対応をとることが可能となり、国民生活の安定に寄与する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の系統全体で電気の安定供給の確保を一定程度実現することを通じて、国民生活の安定に寄与する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の系統全体で電気の安定供給の確保の実現を通じて、国民生活の安定に寄与する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の系統全体で電気の安定供給の確保を一定程度実現することを通じて、国民生活の安定に寄与する。</li> </ul>
電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての電気事業者を会員とする組織とすることによって、電気事業者間の相互協調を一層確実なものとするとともに、事故等が発生した際、電気事業者が有する高度な専門的・技術的知見を最大限活用して迅速かつ適切な対応をとることが可能となる。</li> <li>・我が国の系統全体で電気の安定供給が確保されるこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の系統全体で電気の安定供給が確保されること自体が、全ての電気事業者にとって大きな便益であると考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般電気事業者は、災害発生時等の緊急時のみならず、事故等により電源が脱落して供給力が不足するなどの場合において、他の電気事業者や卸供給事業者、特定自家用電気工作物設置者から電力の供給を受けることが可能となる。</li> <li>・なお、供給を行った電気事業者には、当然相応の対価が支払われるため、供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般電気事業者は、災害発生時等の緊急時のみならず、事故等により電源が脱落して供給力が不足するなどの場合において、他の電気事業者や卸供給事業者、特定自家用電気工作物設置者から電力の供給を受けることが可能となる。</li> <li>・また、我が国の系統全体で電気の安定供給が確保されることによって、他の電</li> </ul>

	と自体が、全ての電気事業者にとって大きな便益であると考えられる。		に要した費用は十分回収し得る。 ・また、我が国の系統全体で電気の安定供給が確保されることによって、他の電気事業者にとっても大きな便益が得られると考えられる。	気事業者にとっても大きな便益が得られると考えられる。
卸供給事業者、 特定自家用電気 工作物設置者	・我が国の系統全体で電気の安定供給が確保されることは、電気事業者のみならず、電気事業者の有する送配電線に系統を接続している卸供給事業者及び特定自家用電気工作物設置者にとって、大きな便益であると考えられる。	・我が国の系統全体で電気の安定供給が確保されることは、電気事業者のみならず、電気事業者の有する送配電線に系統を接続している卸供給事業者及び特定自家用電気工作物設置者にとって、大きな便益であると考えられる。	・一般電気事業者への供給を行った卸供給事業者又は特定自家用電気工作物設置者には、当然相応の対価が支払われるため、供給に要した費用は十分回収可能。 ・そもそも我が国の系統全体で電気の安定供給が確保されることは、電気事業者のみならず、電気事業者の有する送配電線に系統を接続している卸供給事業者及び特定自家用電気工作物設置者にとって、大きな便益であると考えられる。	・そもそも我が国の系統全体で電気の安定供給が確保されることは、電気事業者のみならず、電気事業者の有する送配電線に系統を接続している卸供給事業者及び特定自家用電気工作物設置者にとって、大きな便益であると考えられる。
行政機関	・広域的運営推進機関が地域間の電力融通その他需給バランスの確保に必要な業務を適宜適切に行うことにより、電気事業者の自主的な取組により電気の安定供	・特に発生する便益は想定されない。	・特に発生する便益は想定されない。	・特に発生する便益は想定されない。

	<p>給の確保を一層確実なもの とすることが可能となると もに、中長期的には現在行 政が担っている業務の一部 を広域的運営推進機関が担 わせることも検討すること によって、行政コストの軽 減を図ることも可能とな ると考えられる。</p>			
--	--	--	--	--



## 8. 政策評価の結果

### i. 一般電気事業者が行う送配電サービスに係る制度（託送制度）の見直し

改正案と代替案について費用便益分析を行う。

今般の見直しの目的は、特定規模電気事業者や、電気事業者以外の者が保有する発電設備の有効活用を図るとともに、一般電気事業者が行う送配電サービスの公平性を確保することである。

改正案及び代替案ともに、一般電気事業者については追加的な費用は特段発生しないか、もしくは発生したとしても特段大きなものではない、と考えられる。当該送配電サービスの使用者たる国民については、改正案では総括原価方式に基づき事前に算定・公表される料金を支払う以外に特段負担は発生しないが、代替案では料金設定が一般電気事業者の裁量で決定されるため改正案の場合に比して割高な料金を請求される等、負担が増加する可能性がある。行政機関については、改正案及び代替案ともに、省令改正やガイドライン作成に係る業務が追加的に発生すると考えられる。

便益については、改正案は一般電気事業者が行う当該送配電サービスの公平性の確保を法的に担保することが可能であるが、代替案では引き続き当該送配電サービスの提供は一般電気事業者の裁量によることとなり、公平性が確保されない可能性があると考えられる。

これらを踏まえ、政策目的に照らしあわせると、改正案による今回の措置は、政策目的を実現する上で妥当なものであると考えられる。

### ii. 電気の使用制限措置に係る規定の見直し

改正案と代替案について費用便益分析を行う。

今般の見直しの目的は、需要家に過度な負担を強いることがないようにするとともに、様々な状況に応じて必要な措置を柔軟に講じ得る環境を整備することにより、電力需給のひっ迫状況を緩和することである。

代替案である節電要請は、要請先の使用者の取組が任意であるため、電力需給のひっ迫状況の緩和という政策目的を確実に達成できない可能性がある。また、使用者から節電に関する実際の取組状況を聴取することも、あくまで任意のものであり法的な強制力はなく、当該節電要請の効果を正確に把握し、その適正性を把握することが困難であると考えられる。

改正案は、勧告制度と報告徴収制度の創設により、一見すると電気の使用者の負担は増加するように見えるが、例えば、従来であれば罰則付き命令によって電気の使用制限等を命ぜられていた使用者は、その属性や電気の仕様の態様に応じて柔軟な措置を講じることが可能となり、また勧告によって当初の目的が達成されれば罰則付き命令を発動する必要はなくなる等、結果的に電気の使用者の負担が軽減されることも考えられる。また、命令又は勧告を受けた電気の使用者に対して、講じた措置の報告を必要に応じて求めることによって、当該措置の適正性を把握することも可能となり、行政機関が電気の使用者に対して過度な使用制限をかけることを防止することにも資すると考えられる。

したがって、これらを踏まえると、改正案による今回の措置は、政策目的を実現する上で妥当なものであると考えられる。

### iii. 電力供給の広域的運営の強化

改正案と代替案について費用便益分析を行う。

今般の一連の措置の目的は、広域的な供給力の有効活用や、緊急時における地域間の電力融通を柔軟に行うことができる環境を整備することによって、より一層の電気の安定供給の確保を図ることである。

改正案において、電気事業者は、広域的運営推進機関への加入義務が課され、ま

た特定電気事業者や特定規模電気事業者には供給計画の作成・届出義務が課される等、一定の追加的負担が発生するが、いずれも負担は限定的であると考えられる。

卸供給事業者、特定自家用電気工作物設置者は、今回新たに経済産業大臣への届出義務が課され、また経済産業大臣の供給命令の対象となる等、追加的な負担が発生するが、限りある電源を効率的かつ最大限活用して電力の需給バランスを安定させることは、国・社会全体の便益の増大に資するものである。また、電力の需給バランスが安定せず送配電網が使用できない状況は卸供給事業者、特定自家用電気工作物設置者にとっても大きな損害であり、かかる事態を回避するために必要な措置を命じ、又は協力を求めることは許容されるべきものと考えられる。業務改善命令制度を見直し、全ての電気事業者を対象としてその事業の運営について適正性の確保を求めることも、電気の安定供給を確保する観点から許容されるべきものであると考えられる。

代替案においては、行政機関が直接全ての電気事業者に対してあらゆる情報の提供を求め、電力融通等必要な指示を出したり、あるいは任意で卸供給事業者等に協力を求めたりすることとなるが、膨大な業務量の発生が予想され、追加的な人員・予算の増加は不可避と考えられる。また、電気事業者、卸供給事業者、特定自家用電気工作物設置者においても、行政機関の法に基づかない指示や要請（一般的な行政指導）にどこまで応じる必要があるのかが極めて不明確であり、各主体の責任・義務の分担も不明確となることが考えられ、結果として、電気の安定供給の確保という政策目的が達成されない可能性が高まることとなりかねない。

以上を踏まえると、改正案による今回の措置は、電気の安定供給の確保のために妥当なものであると考えられる。

## 9. 有識者の見解その他の関連事項

平成24年2月から平成25年2月にかけて、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、東日本大震災によって生じた課題への対応、そして今後の我が国の電力システムのあり方について、有識者や業界を交え活発な議論を行い、報告書が平成25年2月8日に取りまとめられたところである。

同委員会の報告書においては、特に自己託送と広域系統運用の拡大について、下記のとおり記載されている。

### i. いわゆる自己託送の制度化

工場等に自家発を保有する需要家が、その設備を用いて発電した電気を、当該需要家の別の場所にある工場等で利用するためには、一般電気事業者が保有する送配電網を用いて送電する必要がある。現在、一般電気事業者は非規制の自主的な取組として自らの送配電網でこうした送電を行うサービス（自己託送）を行っているが、供給区域をまたいだ自己託送が認められていない、特別高圧送電線に連系する需要家への供給しか認められていない、供給者と供給先が同一の者である場合しか認められていない等の制約がある。

自己託送の制度化は、ネットワーク利用の公平性確保に資するものであり、また、需給ひっ迫したエリアへの自己託送は需給緩和につながるものである。そのため、自己託送が認められる範囲を供給者と供給先の間で一定の密接関係性が認められる場合等と定め、一般電気事業者に対して料金規制や託送供給義務を課すとともに、同時同量義務について一定の緩和措置を講ずるなど、制度化を行うことが適当である。

### ii. 電力供給の広域的運用の強化

東日本大震災後の需給ひっ迫時において、供給予備力の地域的偏在や、周波数変換設備（FC）、地域間連系線などの送電制約により、需給がひっ迫した緊急時の

バックアップ体制が不十分であることが露呈した。現行制度でも、送配電等業務支援機関の枠組みが設けられているが、この枠組みに基づき指定された電力系統利用協議会（E S C J）はあくまで一般電気事業者等が行う託送供給等の業務を「支援」する機関にすぎず、需給に関する権限と責任は各一般電気事業者のみが持つ仕組みであった。今回の危機において、E S C Jの限られた権限では、広域的な需給調整を果たす十分な仕組みが無かった。

ここで浮き彫りになった、全国大での需給調整機能の強化や、広域的な系統計画の必要性といった我が国電力システムの課題に対応するためには、全国大で広域的な運用を行う制度を、送電インフラの整備と併せて進めていく必要がある。また、こうした広域的な運用を進めることは、電力供給に関わる事業者が全国大で切磋琢磨する競争環境を作るとともに、広域メリットオーダーの実現にも資するものである。

#### 10. レビューを行う時期又は条件

今後、電気事業に係る制度の抜本的な改革を段階的に進めていく際、必要があると認めるときは、今般の改正に係る規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。